

## 修理見積書

( 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 )

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害程度に○を付けてください。

見積金額 (総工事費) 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額 (応急修理分) (※1) 円 (消費税込)

見積金額 (被災者負担分) 円 (消費税込)

### 工事内訳は別紙のとおり

(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付することとする)

- ※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること  
〈限度額〉全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 706,000円の範囲内  
準半壊の場合： 343,000円の範囲内
- ※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること。
- ※3 応急修理の受付時には、工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に  を付けること。

(宛先) 秋田市長

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会 社 名	
電 話 番 号	
代表者役職・氏名	
発 行 責 任 者 (氏名・連絡先・メール)	
担 当 者 (氏名・連絡先・メール)	

令和 年 月 日

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

住 所	
氏 名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名